

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけております。その基本的な考え方は、経済・社会の構造的変化や急速に進展する半導体市場といった、当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行体制を確立し、適切な管理・監督体制を構築することで、経営の効率化及び透明性の向上を図ることです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
力成科技日本合同会社	4,440,300	47.83
POWERTECH TECHNOLOGY INC.	1,077,100	11.60
時津 昭彦	415,300	4.47
野村信託銀行株式会社(投信口)	139,500	1.50
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	132,899	1.43
岩井 雷太	129,900	1.39
神林 忠弘	120,100	1.29
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.1300000	72,201	0.77
網谷 由希夫	63,500	0.68
古春 司	62,800	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	Powertech Technology Inc. (上場:海外) (コード)
--------	---

補足説明

【大株主の状況】は2018年12月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、Powertech Technology Inc.及びそのグループ会社(以下「PTIグループ」といいます。)との取引を行う際は、他の取引相手同様にコスト、適正利益を勘案して公正な取引を実施することにより少数株主の利益を保護いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、PTIグループとの間で、相互に独立性を十分に尊重しつつ、綿密な連携を保ちながら事業の成長・発展、業績の向上に努めることとしております。

当社の経営及び事業活動を行う上で、PTIグループからの制約は無く、独立性を確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩間 耕二	他の会社の出身者													
森 直樹	弁護士													
増子 尚之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
岩間 耕二					当社の親会社である PowertechTechnologyInc. の顧問の職にありましたが、2019年2月28日をもって退任しております。	半導体事業に関する豊富な経験および知見を有しており、客観的かつ独立性をもった視点での当社の経営全般の監視と有効な助言が行われることを期待して選任しております。
森 直樹					該当事項はありません。	弁護士としての経験により企業法務に関する豊富な経験を有するものとして、当社事業に対する適切な助言がなされることを期待して選任しております。 当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しうる為、独立役員に指定しております。

増子 尚之				該当事項はありません。	半導体事業および企業の財務・経理業務に関する豊富な経験および知見を有していることから、客観的かつ独立性をもった視点での当社の経営全般の監視と有効な助言が行われることを期待して選任しております。 当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しうる為、独立役員に指定しております。
-------	--	--	--	-------------	---

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数

2名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
浦崎 直彦	あり	あり	×	×	なし
横山 毅	なし	あり	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ・代表執行役社長は、監査委員会からの依頼があった場合、監査委員会と協議の上、必要に応じ監査委員会の職務を補助すべき使用人を指名する。なお、この場合、補助すべき期間を設定することができる。
- ・上記使用人の人事異動、人事評価、及び懲戒処分にあたっては、監査委員と事前に協議を行う。
- ・上記使用人は、監査委員会の補助に関する職務を行う際には、監査委員の指示に従うものとし、執行役等からの指示を受けない。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査室は年間計画に基づいて業務執行部門の監査を行い、必要に応じて対象部門に対し問題点の指摘、改善の指導、助言などを行っております。また、過去の監査結果に対する改善状況の確認も行ってあります。さらに、会社の内部統制の整備、運用状況を日常的に監視するとともに、問題点の把握、指摘、改善勧告を行っております。内部監査の結果は、直接監査委員会に報告書を提出します。また当社の監査委員は、監査委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するとともに、業務執行及び財産の状況の調査を通して、執行役の職務執行を検証、監視しております。内部監査室、監査委員及び会計監査人は定期的に打合せを行い、監査状況などについて情報交換を行うなど連携を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

執行役については、通期業績に応じて、基本報酬に業績変動分を追加して支給します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役報酬の社内、社外別総額を開示しております。指名委員会等設置会社への移行後は執行役の総額についても開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役の報酬等に関しては、報酬委員会の決議により、常勤・非常勤の別及び役職別の基本報酬の基準(金額レンジ)を設定し、当該基準の範囲において個人別の金額を決定することとしております。なお、執行役については、通期業績に応じて、基本報酬に業績変動分を追加して支給します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に取締役会の開催通知、議案の案内、資料の配布を取締役会事務局から行い、社外取締役が議案の検討を十分に行えるようサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は2019年3月28日開催の定時株主総会終結時から指名委員会等設置会社に移行しており、下記の通りガバナンス体制を構築しております。

・取締役会

当社の取締役会は、取締役8名(内3名が社外取締役)で構成されております。取締役会は、原則として3ヶ月に1回開催しており、また迅速な意思決定を確保するために、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会は、当社の経営に関する重要事項について意思決定するとともに、執行役および取締役の職務の執行を監督します。

・指名委員会

当社の指名委員会は、取締役3名(内2名が社外取締役)で構成されております。指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定します。

・監査委員会

当社の監査委員会は、取締役3名(内2名が社外取締役)で構成されております。監査委員会は、経営の妥当性、コンプライアンスなどに関して幅広く意見交換や検証を行い、適宜執行役及び取締役の意思決定に関して善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を監視、検証します。また、必要に応じて他の社内の重要会議に出席し、全社の状況を把握しながら経営に対する監視機能を発揮できる体制となっております。

・報酬委員会

当社の報酬委員会は、取締役3名(内2名が社外取締役)で構成されております。報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。

・執行役

当社は、2名の執行役(内、代表執行役社長1名、執行役副社長1名)を選任しております。執行役は、取締役会の決定した経営の基本方針に沿って、業務執行に関する重要な決定を行うとともに、取締役会の監督の下、業務を執行します。

・内部監査室

当社は、適切な業務の執行を検証するため、業務部門から独立した監査委員会直属の内部監査室を設置しております。内部監査室は、専任者1

名で構成され、業務執行部門の監査を行い、その結果を監査委員会及び代表執行役に直接報告します。

・会計監査人

当社の2018年度会計監査業務を執行した公認会計士はRSM清和監査法人に所属する公認会計士金城琢磨氏及び藤本亮氏であります。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他9名により構成されておりました。

・取締役との責任限定契約

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行と監督機能の明確な分離による経営監督機能の強化、業務執行における権限・責任の明確化及び経営の透明性・客観性の向上等による更なるコーポレート・ガバナンス強化を目的として、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に努めてまいります。現在は株主総会開催日の15日前に招集通知を発送しておりますが、発送日の前日に、TDnet及び当社ホームページ上において公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が12月のため、定時株主総会は3月下旬に開催しております。開催日につきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう配慮してまいります。
その他	当社ホームページに、招集ご通知及び招集ご通知に際してのインターネット開示事項を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表及び第2四半期決算発表後に、説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.teraprobe.com/ir/library/ . (1) IR資料(決算短信、有価証券報告書、説明会資料) (2) 決算情報以外の適時開示資料 (3) 株式情報など	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動はファイナンスディビジョンが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	基本的な規範としてTera Probe Code of Conductを定め、当社グループの役員、従業員に遵守を義務付けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「株式会社の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針」を決議し、その内容に沿って当社及び子会社(以下「当社グループ」といいます。)の内部統制システムの整備を行っております。「株式会社の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針」は次のとおりであります。

- a. 当社グループの執行役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・企業活動全般において遵守する必要がある指針と基準を明確化したCode of Conductを当社にて作成し、その内容を当社の執行役及び使用人並びに当社子会社(以下、当社及び当社子会社を併せて「当社グループ」という。)の取締役及び使用人(以下、当社の執行役及び当社子会社の取締役を併せて「執行役等」という。)に周知徹底させるとともに、その遵守を義務付ける。
 - ・コンプライアンス担当執行役の主導の下、当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、当社グループ全体へのコンプライアンスの徹底を図る。
 - ・当社グループの執行役等及び使用人が利用可能な内部通報制度(コンプライアンス・ヘルプライン)を設置し、当社グループに本制度を周知徹底し、法令上疑義のある行為等についての情報の確保に努める。
 - ・執行役等及び使用人におけるコンプライアンス意識の向上を図るため、当社グループの執行役等及び使用人を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
 - ・反社会的勢力と一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で拒絶する。
- b. 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・執行役の職務の執行の適正に対する事後的なチェックを可能にすることを目的として、執行役の職務執行に係る文書を社内規則に則り保存及び管理する。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループの企業経営及び事業環境に重大な影響を及ぼすリスクを確実に認識した上で、十分な事前検討と社内規程による牽制に基づき、適切な対策を実行する。
 - ・当社グループの損失危機の管理に関する規程、体制整備及び対応方法の検討については、執行役の主導の下、継続して推進する。
 - ・大規模災害等、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画に関する社内規則を制定し、被害の拡大を最小限にとどめる体制を構築する。
- d. 当社グループの執行役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社取締役会は、当社グループの経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、当社グループの業務執行状況を監督する。
 - ・使用人の職務分掌と権限を社内規則で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
 - ・当社グループの年次予算の策定を行い、当該予算を目標として業績の管理を行う。
- e. 子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の報告その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社において、子会社の経営内容を的確に把握するため、当社が定める関係規則において基準を定め、業績、その他重要な情報について定期的に報告を受ける。
 - ・執行機能と監視機能を分離し、当社グループの各組織の業務が適正に行われているか否かを効果的にモニタリングするために、監査委員会直属の組織として内部監査室を設置し、当社グループの内部監査を実施する。
- f. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・代表執行役社長は、監査委員会からの依頼があった場合、監査委員会と協議の上、必要に応じ監査委員会の職務を補助すべき使用人を指名する。なお、この場合、補助すべき期間を設定することができる。
 - ・上記使用人の人事異動、人事評価、及び懲戒処分にあたっては、監査委員と事前に協議を行う。
 - ・上記使用人は、監査委員会の補助に関する職務を行う際には、監査委員の指示に従うものとし、執行役等からの指示を受けない。
- g. 当社グループの取締役、執行役、監査役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役、執行役、監査役及び使用人は、当社監査委員会で定めた年度の監査方針・監査計画に基づき実施される監査に対応する。
 - ・当社グループの執行役等及び使用人は、当社監査委員会から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
 - ・当社グループの代表執行役社長と当社監査委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的に主要事項に関して協議を行う。
 - ・内部通報窓口(コンプライアンス・ヘルプライン)への通報状況とその処理状況は、定期的に当社監査委員会に報告する。
 - ・当社監査委員会へこれらの報告を行った当社グループの取締役、執行役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- h. 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査委員よりその職務の執行について、費用の前払い等の請求があった場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- i. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査委員は、執行役等及び使用人の業務執行状況を適時適切に把握できるよう、当社グループの重要会議に出席する権限を有する。
 - ・監査委員会は、取締役、執行役及び使用人に対し、監査に必要な資料の提出及び説明を求め、また全ての電子ファイルにアクセスする権限を有する。
 - ・内部監査室は、当社グループに対する内部監査の実施状況、結果について取締役会への報告に加え、監査委員会に対し報告を行う。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用体制を構築するとともに、かかる体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することとし、反社会的勢力等対応規則を制定し、内部通報制度を適切に運用することで、反社会的勢力との関わりを一切持たず、反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社および当社子会社における会社情報の開示について、迅速、正確かつ公平に行えるよう社内体制の充実を図り、法令及び東京証券取引所の規則等に従い、EDINET、TDnet、当社ホームページ等に情報を掲載します。

当社の情報開示責任者は、経理財務業務を全体的に統括するVice Presidentがこの任にあたります。また、情報開示担当部門は、IR担当部門がこの任にあたります。

情報開示の要否については、情報開示責任者が法令、東京証券取引所の規則等が定める開示情報にあたるかを判断し、情報開示を行うと決定した場合は、情報開示担当部門が開示手続きを行います。

情報の開示は、EDINET、TDnetを利用して行うほか、開示後、必要に応じプレスリリースの発表、ホームページへの掲載、記者会見等の方法により行うものとし、具体的な開示の方法・時期・内容等は情報開示責任者が決定します。

当社は情報開示に関する基本方針を「ディスクロージャーポリシー」として定め、社内外にこれを周知しております。

【ディスクロージャーポリシー】

基本方針

株式会社テラプローブは、ステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に各種法令並びに東京証券取引所の定める諸規則を遵守し、タイムリーで且つ正確な情報の開示を推進します。また、当社を理解していただくために有効と思われる情報を積極的に開示し、ステークホルダーとの関係強化を目指します。当社は、「企業の社会的責任(CSR)」の観点からも適時、適切な情報開示に努めてまいります。

情報開示の方法

法令及び東京証券取引所の規則等に定める重要事実の開示は、EDINET、TDnetで行います。EDINET、TDnetによる開示後、速やかに当社ホームページへも掲載します。また、適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、当社への理解を深めていただくために有用と思われる情報は、適時開示の趣旨を踏まえて報道機関や当社ホームページを通じて公開します。

ディスクロージャーポリシーの遵守

当社は、役職員全員に上記の基本方針を周知徹底し、遵守します。

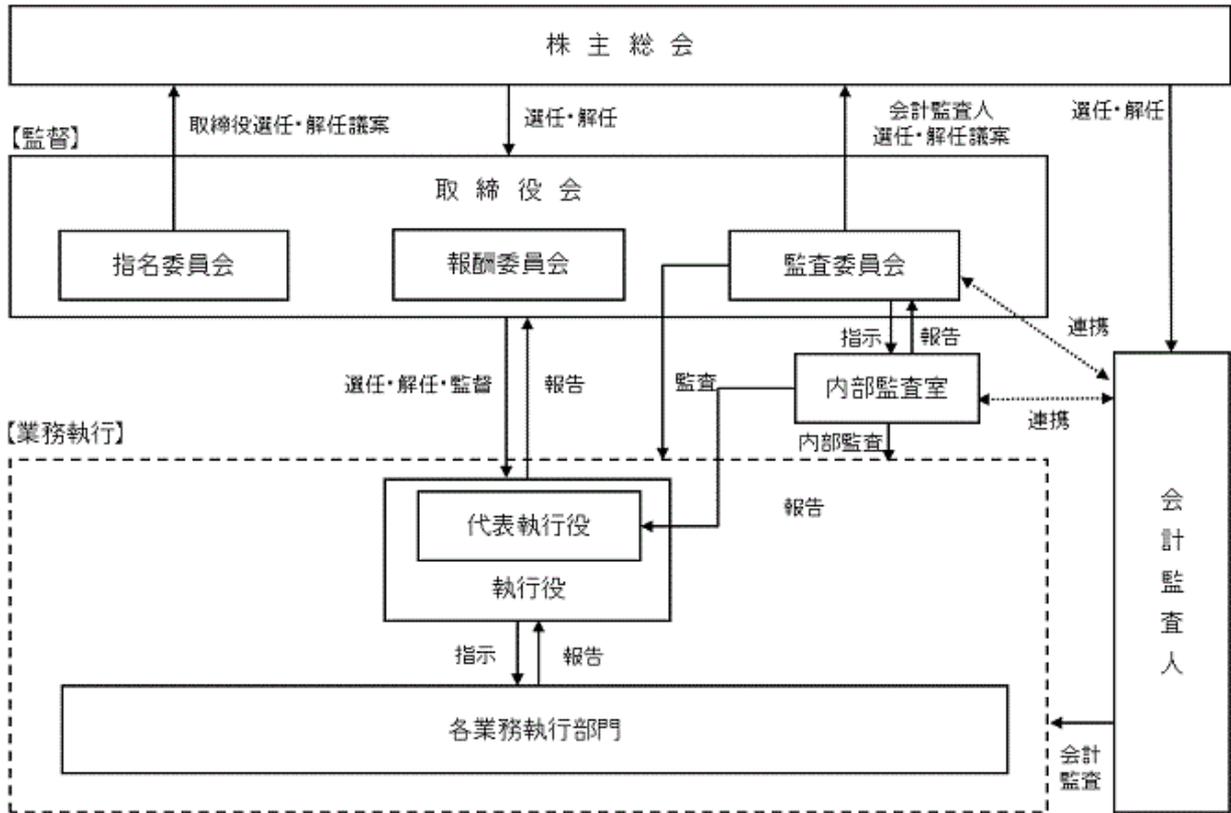
沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、各四半期決算期日の翌日から各四半期決算発表日までの期間を「沈黙期間」とし、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとします。ただし、この沈黙期間中に業績予想が大きく変動する見込みが出てきた場合には、適時開示規則に従い、適宜、情報開示を行うこととします。なお、沈黙期間であっても、すでに公表されている情報に関する範囲のご質問等につきましては対応します。

業績予想および将来の見通しに関する事項

当社が開示する情報のうち、将来の業績に関する見通しは、公表時点で入手可能な情報や合理的と判断する一定の前提に基づいています。したがって、将来の業績等につきましては、様々なリスクや不確定要素の変動および経済情勢の変化などにより異なる場合があります。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要】

